

## セーシェル会社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるセーシェル国際商業会社（以下「セーシェル会社」という）とは、セーシールの国際商業会社法（*Seychelles International Business Companies Act*）に基づき設立される株式会社を指します。

当事務所がセーシェル国際商業会社を設立するサービス費用は 1,750 米ドルです。上述の費用にはセーシールの国際商業会社法に要求されるセーシェル現地の会社設立代理サービス及び 1 年間にわたる登録住所、会社登録の際にセーシールの会社登録所に支払う必要な登録料、実質的支配者名簿の作成や提出、会社登記書類一式が含まれています。要するに、上述の費用はセーシェルにおいて国際商業会社を設立するために必要な各費用を含んでいます。

セーシェル会社を設立するために、会社の会社名称・商号、登録資本金額、株主（メンバー）及び取締役となる者の身分証明書類（例えば、パスポート又は会社設立証明書類）、住所証明書類（例えば、公共料金請求書又は登録住所）を提供する必要があります。

セーシェル会社設立の所要時間は一般的に、最短 2 営業日以内に設立できます。即ち、クライアント様が当事務所に請求された書類を提出したり、費用を支払ったりした場合、最短 2 営業日でセーシェル会社は設立できます（約 3 営業日の書類郵送時間が含まれない）。

セーシェル会社は年に 1 回、年間ライセンス料を支払い、会計書類及び年次要約財務諸表を提出する必要があります。それらのコンプライアンス及び費用については、本見積書の第 7 節をご参照ください。

必要に応じて、啓源はクライアント様のセーシェル会社のために会社口座開設を行うことができます。当事務所は銀行口座開設のサービス費用は 1 口座 850 米ドルです。上述の費用には会計士による認証済み会社書類一式（銀行口座の開設に必要）が含まれています。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 設立サービスと費用

当事務所は、セーシェルにおいて登録資本金が 50,000 米ドルである株式会社を設立する費用が 1,750 米ドルです。具体的には以下の通りです。

- (1) 会社設立に必要な書類の作成と提出
- (2) 最初の取締役名簿の作成と提出
- (3) 最初の実質的支配者名簿の作成と提出
- (4) 会社設立の規定費用の納付(最初の取締役名簿の費用の納付を含む)
- (5) 初年度の登録住所の提供
- (6) 初年度の登録代理サービスの提供
- (7) 会社登記書類一式(社印とシールを含む)
- (8) 最初の実質的支配者名簿の作成と提出

備考:

- (1) 上述の見積りには郵送料が含まれていません。住所を確認した後、当事務所は郵送料をお知らせします。
- (2) 資本金が 50,000 米ドル以上である会社を設立するにはより高い設立規定費用が必要です。
- (3) セーシェルには既存会社(シェルカンパニー)を提供しています。既存会社を購入する費用は新規会社を設立する費用と同じです。
- (4) 中国語の会社名で会社を設立することができます。会社は中国語名称が必要である場合、又は購入する予定の既存会社が中国語名称を有する場合、当事務所は費用を別途請求します。

## 2. オプションサービス

順番	サービス項目	費用(USD)
1	中国語の会社名称	260
2	1年間にわたる香港受信住所(備考1)	450
3	現任取締役の在職証明書(Certificate of Incumbency)	300
4	存続証明書(Certificate of Good Standing)	300
5	会計士による設立書類認証(書類1セットにつき)(備考2)	120
6	銀行口座開設サービス(備考3)	850

備考:

- (1) 特に説明しない限り、啓源は毎月1回郵便物を転送しますが、発生した郵送実費をクライアント様に請求します。
- (2) 1セットには書類5通以下が含まれています。5通以上の場合は費用が別途請求となります。
- (3) 銀行口座開設サービスには香港公認会計士による会社書類の認証が含まれています。

### 3. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

### 4. 必要な書類

セーシェル会社設立する際に、クライアント様は下記の書類を提供する必要があります。

- (1) 取締役全員のパスポート写し(写真や個人情報が付いたページのみ)及び住所証明書類。取締役が法人である場合、法人たる取締役の会社設立証明書類、定款、株主名簿、取締役名簿又は類似する書類をご提供ください。
- (2) 株主全員のパスポート写し(写真や個人情報が付いたページのみ)及び住所証明書類。株主が法人である場合、法人たる株主の会社設立証明書類、定款、株主名簿、取締役名簿又は類似する書類をご提供ください。
- (3) 株主が実質的支配者でない場合は、実質的支配者全員のパスポートや住所証明書類の写しをご提供ください。
- (4) 組織構造図(セーシェル会社とその実質的支配者全員の関係を明記する必要がある)
- (5) 記入済みの設立フォーム(デューディリジェンス(Due Diligence)フォームを含み)(啓源が当該フォームを提供する)

上述の取締役、株主、実質的支配者の身分証明書類はク当事務所のスタッフ、公証役場、弁護士、公認会計士に認証される必要があります。クライアント様は認証に当事務所の支援が必要な場合、書類の認証を行い啓源のいずれの事務所へお越してください。クライアント様は当事務所の認証サービスが必要である場合、当事務所のスタッフとビデオ認証を行い、又は啓源のいずれかの事務所に出向き認証を行うことができます。啓源の認証サービスを利用していない場合、クライアント様は認証済み書類に認証担当者の氏名、住所、職務、電話番号及び電子メールアドレスをご記載ください。

有効な住所証明書類は公共料金請求書又は銀行取引明細書等です。書類には所有者の氏名、住所、発行日、発行機関等が記載されなければなりません。上記の住所証明書類を提供できない場合、クライアント様は住所が記載されており、弁護士又は会計士によって認証された紹介状を提供することができます。当該書類は英語で表記されていない場合、翻訳専門家によって英語に翻訳される必要があります。

## 5. 設立手続きと所要時間

一般的に、セーシェル国際商業会社を設立する時間は約 2~3 営業日です(3 営業日の郵送時間を含まない)。具体的な手続き及び所要時間は以下の通りです。

順番	手続き	営業日
1	クライアント様は当事務所に会社設立の委託を確認し、第 4 節に記載される書類を電子メール・郵送で啓源に送付する	お客様による
2	啓源は請求書をクライアント様に発行し、クライアント様はサービス費用を支払う	お客様による
3	啓源は会社の株主(実質的支配者)と取締役の身分証明書類の認証を行う。又はクライアント様は認証済み株主と取締役の身分証明書類を提供し、もしくはその他の弁護士又は会計士に書類認証を委託する	お客様による
4	啓源は類似商号調査と商号予約申請を行う	1
5	啓源又はそのパートナーは会社設立に必要な書類を提出する	1
6	セーシェル会社登録所は会社設立証明書を発行する	2
7	啓源は会社登記書類一式(初回取締役会の議事録又は書面決議書、取締役委任書、株券、実質的支配者名簿等)を作成し、クライアント様に送信する	1
8	クライアント様は書類に署名し、署名済み書類を啓源に返送する	お客様による
9	啓源は署名済み書類をセーシェル会社登録所及び設立代理人に提出する	1
10	当事務所は会社登記書類一式をクライアント様が指定する住所に郵送する	1
合計		5 日~

## 6. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

セーシェル会社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 会社設立証明書(Certificate of Incorporation)の原本
- (2) 会社定款 3 冊
- (3) 初回取締役会の議事録又は書面決議書、初任取締役の委任書、株主名簿、取締役名簿等の書類
- (4) 発行済株式
- (5) 会社印(Company Chop)とシール(Common Seal)各 1 個



## 7. 年次コンプライアンス

### 7.1 年間維持費用

会社設立後の翌年から、登録資本金が 5 万米ドル以下であるセーシェル会社は年間維持費用が 910 米ドルです。年間維持費用には、政府のライセンス費用、設立代理サービス費用及び当年度の法的登録住所の費用が含まれています。

セーシェル会社は毎年の設立記念日後 1 ヶ月以内に翌年度の年間維持費用を支払う必要があります。当事務所はクライアント様に年間費用の関連事項を納付締切日の最低 3 ヶ月前に電子メールにて通知します。通知が届かない場合は、当事務所にお問い合わせください。

### 7.2 会計記録の保存と年次要約財務諸表の作成

セーシェル会社は年に 2 回に会計記録をセーシェル会社登記所に提出する必要があります。また、全ての会社(年間売上高が 3,750,000 米ドル以下の大規模企業でない持株会社を除く)は会計年度末後 6 ヶ月以内に要約財務諸表を作成し、セーシェルでの登録住所に保存しなければなりません。書類の準備、アップロード及び関連書類の提出について当事務所のサービス費用は 250 米ドルです。仕訳帳及び要約財務諸表の作成について、会社がその年に事業を行っておらず、又は 50 仕訳未満の場合、啓源は 250 ドルを請求します。50 仕訳以上の場合、費用は別途相談となります。

### 7.3 実質的支配者の情報

セーシェルにおいて設立された全ての会社(国際商業会社を含む)は、法に従って情報をセーシェル金融監督庁(FIU)に提供する必要があります。陳述を満足できる自然人がいない場合、会社の高級管理職を務めている者は実質的支配者と見なされます。会社は、セーシェル金融監督庁(FIU)に実質的支配者の氏名、住所、事務所等の情報を提供しなければなりません。代理人又は信託が委任されている場合、委託者及び受託者の両方は個人情報を提供する必要があります。実質的支配者又はその情報が変更される場合、会社は 14 営業日以内にその変更を申告する必要があります。当事務所は実質的支配者名簿を作成・提出するサービスの費用が毎年 250 米ドルです。

詳細について、当事務所の「[セーシェル『2020 年実質的所有権法律及び条例』](#)」をご参照ください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)